

資料

1. 調査団員
2. 調査日程
3. 討議議事録
4. 参考資料／入手資料リスト

1. 調査団員

団 長：	藤谷 浩至	JICA 中国事務所次長
技術参与：	森 亨	財団法人 結核予防会結核研究会
調査団員：	荒井 大三	財団法人 日本国際協力システム
調査団員：	岡本 実希	財団法人 日本国際協力システム

日程表

No	Date		技術参与	コンサルタント	備考
1	Feb/20	Sun	成田→北京 (JL781 10:20→13:25)		北京
2	Feb/21	Mon	JICA 事務所・大使館表敬、衛生部表敬・協議		北京
3	Feb/22	Tue	地方結核担当者(四川省、貴州省)による現状説明		北京
4	Feb/23	Wed	衛生部との協議		北京
5	Feb/24	Thu	衛生部との協議、ミニッツ案協議		北京
6	Feb/25	Fri	ミニッツ署名		北京
			北京→東京(JL782) (15:10→19:25)	市場調査	
7	Feb/26	Sat		市場調査、資料整理	北京
8	Feb/27	Sun		団内協議	北京
9	Feb/28	Mon		北京→西安(陝西省) (MU2124 10:50→12:30)	西安
10	March/1	Tue		地方レビュー(延安市)	延安
11	March/2	Wed		地方レビュー(延安市)	西安
12	March/3	Thu		地方レビュー(西安市) 西安→昆明(雲南省) (MU5726 20:30→22:30)	昆明
13	March/4	Fri		地方レビュー(昆明市)	昆明
14	March/5	Sat		昆明→北京 (CA1404 12:00→14:50)	北京
15	March/6	Sun		北京→沈陽 (CA1651 09:50→11:05)	沈陽
16	March/7	Mon		メーカーとの協議(紅旗製薬) 沈陽→北京(CZ6107 17:00→18:10)	北京
17	March/8	Tue		北京→石家荘 メーカーとの協議(華北製薬)	石家荘
18	March/9	Wed		メーカーとの協議(石葯集団) 石家荘→北京	北京
19	March/10	Thu		衛生部との協議	北京
20	March/11	Fri		衛生部との協議、JICA 報告	北京
21	March/12	Sat		北京→東京 (JL782) 15:10→19:25	—

中華人民共和國
第五次貧困地域結核抑制計画簡易機材調査
協議議事録

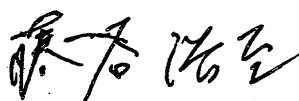
日本政府は、中華人民共和國の要請に基づいて、「中華人民共和國第五次貧困地域結核抑制計画」（以下、計画という）に関する簡易機材調査の実施を決定し、その実施を独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）に委託した。

JICA は、中国事務所次長藤谷浩至を団長とする簡易機材調査団（以下、調査団という）を 2005 年 2 月 20 日から 3 月 12 日まで中華人民共和國に派遣し、中華人民共和國政府関係者（以下、中国側という）と協議するとともに、現地調査を実施した。

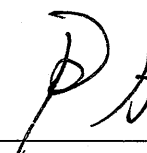
協議及び現地調査の結果、双方は付属書に記述された主要事項について確認した。本調査団は引き続き調査を実施し、簡易機材調査報告書を取りまとめる予定である。

本議事録は、本文と付属書から構成され、日本文、中国文それぞれ 3 部作成し、日中双方合意のもとに署名され、各関係機関が各 1 部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

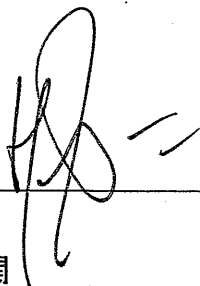
2005 年 2 月 25 日 北京にて



日本国
独立行政法人国際協力機構
簡易機材調査団長
藤谷 浩至



中華人民共和國
衛生部
国際合作司司長
尹 力



証人
世界保健機関
中国事務所
代表
Henk Bekedam

付属書

1. 本計画の目的

中国政府は、2010年までに400万人の結核患者を治癒させるため、全国で直接監視下短期化学療法(DOTS)による結核対策を推進することとし、経済的に困難な9省3自治区においてDOTS戦略展開に必要な抗結核薬等の調達にかかる無償資金協力を日本政府に要請した。本無償資金協力は、この中国側の進める2006年の計画に必要な資機材を調達し、支援することを目的とする。

2. 対象地域

本計画の対象地域は、9省3自治区(河南、雲南、貴州、広西、山西、陝西、青海、内モンゴル、四川、安徽、江西、チベット)のすべての県・区(1252県・区)である。

3. 責任機関および実施機関

本計画の責任機関は中華人民共和国商務部であり、実施機関は中華人民共和国衛生部である。

4. 要請内容

本調査団との協議を通じ、中国側から最終要請された資機材の内容は別添1のとおりである。

5. 協力の基本方針

JICAは今後の現地調査および国内解析により、これら要請内容の妥当性を検証し、無償資金協力として適切と判断した場合、日本国政府にその承認を推薦する。ただし、本計画の施設・機材の品目、仕様、数量については、最終的には今後の解析作業および日本国政府の本計画に係る予算等を考慮して決定される。

6. 無償資金協カスキームの仕組み

調査団は、別添2に示した日本の無償資金協力の仕組みをあらためて説明し、中国側はこれを承知した。また、本計画に対する無償資金協力が実施された場合、協力の円滑な実施のために中国側が行うべき必要な措置を別添3に記載されたとおり理解し、またそれを行うことを表明した。

7. 調査予定

JICAは簡易機材調査報告書を作成し、これを2005年7月頃に中国側に送付する。

8. その他の協議事項

8-1 結核対策の進捗状況

中国における国家結核対策及び日本の協力地域における結核対策の進捗に関し、中国側

J. Fujino

B

2

は結核を三大感染症対策の一つとして位置付け、結核対策予算を拡大し、またスタッフの研修に力を入れるなど、国をあげて結核抑制につとめていること、日本の協力地域ではDOTSカバー率が100%となり、中央政府からの指導のもと、より体系的に構築された結核対策が急速に進んでいることを日本側は確認した。しかしながら、一部の省ではいまだ国が設定する目標値まで程遠い状況であり、目標達成のために中央政府と省政府の結核対策への関与をさらに強めるよう中国側に要請した。

8-2 本計画における薬剤量算定基準

中国側は、2006年における結核対策の政策目標値（発見率75%）を基に、12省・自治区の新規塗抹陽性患者の基準量を算定し、再治療患者と重症塗抹陰性患者の比率については、2002年から2004年の実績とWHOの専門家の意見等を踏まえた数値を用いる方式を提示した。日本側は2006年の患者推定数と政策目標値が中国の国家結核対策の基準であり、本計画だけの基準でないことを確認し、中国側の提案を妥当なものと判断した。この数字をもとに第三次に供与した薬品の在庫量を調整して供与量を決定することで双方合意した。

8-3 急速なDOTSの拡大

日本側は、DOTSを急速に拡大している省においても、結核対策の質が確保され、適切に実施されることを中国側に強く要請した。また、中国側はWHOの協力のもと、適切な監督・指導が行われ、何らかの不測の事態が観測された場合においては、善処するとともに、速やかに日本側へ連絡することに合意した。

8-4 調達機材の使用

双方は、本計画実施により調達される抗結核薬等はDOTS戦略に基づき無料で結核対策に供されること、また販売されないような措置を講じることを確認した。また、中国側は、薬剤・顕微鏡等の管理を適切に行うことを確認した。

8-5 医薬品の在庫管理

日本側は結核対策の記録・報告に即した適切な薬剤供給を可能とするため、本計画で調達される抗結核薬を省において一定量確保し、対象地域における実際の患者発見数に基づく適切な薬剤供給を実施するよう提案し、中国側は合意した。

8-6 結核対策実施状況の評価・指導、日本側への報告

中国側は、結核対策実施状況について、中国側関係者及び外部専門家により定期的な評価・指導を実施する計画であることを説明した。双方は、本計画の実施及び監督に当たっては引き続きWHOと緊密に連携することを確認した。中国側はWHOと協力の上、結核対策を実施し、その評価を行い、結果について在中国日本国大使館及びJICA中国事務所に報告する。また、調達した資機材の使用状況、調達された医薬品の各省における在庫状況及び患者発見状況・治療成績等について四半期ごとに報告書を取りまとめ在中国日本国大使館及びJICA中国事務所に提出することを確認した。

また、日本側は、中国疾病抑制センターの計画に基づき、結核抑制の組織、人員の強化が今後も継続的に行われることを要請した。

8-7 実施体制の確保

中国側は、本計画の実施により調達される薬剤等が有効に活用されるために必要な実施体制を強化し、施設の整備、人員の確保・研修及び検査費、管理費、監督指導費、維持管理費等の結核対策実施に必要な経費を確保し、本計画を円滑に実施することを確約した。なお、中国側は経費の確保に関しては、中国政府及び各省・自治区政府からの結核対策に対する拠出の増加を推し進め、また他の協力機関、世界エイズ・結核・マラリア対策基金による資金援助等を活用することも確約した。

8-8 技術協力

中国側は調達される薬剤等の適切な利用及び対象地域における DOTS による結核対策の効果的な実施のため、中国国内での研修等の支援を要請した。

中国側は今後行われる WHO 等の外部専門家による合同評価への日本人専門家の参加を希望することを説明し、日本側はこの合同評価の有効性を理解した。

8-9 中国国民への啓発・広報

中国側は住民に対して結核予防の知識、DOTS 戦略、無料で治療できること等結核対策について一層啓発・広報活動を進めることを確約した。さらに少数民族への一層の啓発・広報のため、誰にもわかりやすいデザインを用いた、チベット語、モンゴル語と中文併記のパンフレット、ポスターの作成を中国側は提案し、双方合意した。

8-10 日本の協力への理解

日本側は、本計画が日本の無償資金協力により実施されることについて、より広く中国住民の認識を得るため、本計画により調達される抗結核薬等の包装に日本からの援助である旨を表示すること、またその他中国側が必要な啓発・広報活動を行うことを求め、中国側は合意した。中国側は、本無償資金協力による日本の協力に関し、新聞、TV 等のメディア等を通じ中国国内で幅広く広報活動を行い、中国国民への理解に努めることを約束した。

8-11 抗結核薬の品質確保

日本側は抗結核薬についてより高い品質を確保する必要性を指摘し、中国側も合意した。

8-12 情報システムの改善

中国は 2004 年から重大な感染症についての迅速な情報を目的として、インターネットによる患者発生情報の上部機関への通報システムを制定した。加えて結核については患者管理を目的として個別の患者情報を県レベルで電算化し、これを省・中央に結合するネットワークシステムを導入し、2005 年から全国の要員の研修を始めている。さらにこのシステムは抗結核薬の在庫管理にも利用されている。

K. Fujino

B

7

この政策に基づき、2004年には世界エイズ・結核・マラリア対策基金によりコンピュータが配備されているが、その対象地域が一部に留まることから、未配備の県レベル機関について、中国側はコンピュータの供与を強く要請し、日本側は検討することとした。ただし、各省・地区用のノートブック型コンピュータとプロジェクターについては、本件の基本方針に外れることから対象外とした。

8-13 免税措置

2002年1月、中国政府は日本の無償資金協力によって中国国内で調達される中国製品購入の際に発生する増値税（VAT）を免税とする措置を決定した。この措置は本計画にも適用される。また、中国側にはこれ以外に各種税金についても免税となるよう関係機関に対して必要な措置を講じる。

8-14 プロジェクトの継続実施要望

本プロジェクトは2006年に本計画で完了するが、これまで良好な成果を得られていることから、中国側は日中双方が本プロジェクトを通じて得られた成果を引き続き確固たるものとし、更に広範囲にわたり結核対策に取り組むための援助と協力の実施を希望した。

日本側は五年間の計画終了後、中国側が援助を希望する場合には、改めてその必要性等を明確に示す必要がある旨説明するとともに、援助の有無に関わらず、中国政府として薬品等の確保を確実に実施して欲しい旨述べた。

- 別添 1 要請機材リスト
- 別添 2 日本の無償資金協力の仕組み
- 別添 3 日中両政府による主な負担事項

K. Fujiya

FB

D

中华人民共和国
第五期贫困地区结核控制计划简易器材调查
会谈纪要

根据中华人民共和国的申请，日本政府决定对「中华人民共和国第五期贫困地区结核控制计划」(以下称计划)进行简易器材调查，并委托给独立行政法人国际协力机构(以下称 JICA)。

JICA 自 2005 年 2 月 20 日至 3 月 12 日向中华人民共和国派遣了以 JICA 中国事务所藤谷副所长为团长的简易器材调查团(以下称调查团)，与中华人民共和国政府有关人员(以下称中方)进行协商，并进行了实地调查。

经协商及实地调查结果，双方确认了附属文件所示的主要事项。日方调查团将继续进行调查，预计汇总形成简易器材调查报告书。

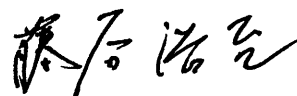
本会谈纪要由正文和附属文件构成，用中文和日文各制 3 份，中日双方在同意的基础上署名，各有关部门各执 1 份，两种文本具有同等效力。

2005 年 2 月 25 日 于北京



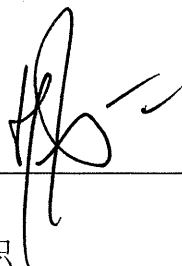
中华人民共和国
卫生部
国际合作司司长

尹 力



日本国
独立行政法人国际协力机构
简易器材调查团团长

藤谷 浩至



见证人
世界卫生组织
驻华代表处
代表
Henk Bekedam

附属文件

1. 本计划的目的

为了在 2010 年前治愈 400 万结核患者，中国政府在全国范围内推进直接面视下短程督导化疗 (DOTS) 的结核对策，并向日本国政府提出了无偿资金援助的申请，即为经济较困难的九个省和三个自治区提供实施 DOTS 策略时所必需的抗结核药品。本无偿资金援助项目是以采购中方开展 2006 年计划所必要的物资以及进行相应的支援为目的。

2. 对象地区

本计划的对象地区是九个省三个自治区（河南、云南、贵州、广西、山西、陕西、青海、内蒙古、四川、安徽、江西、西藏）全部的 1252 个县（区）。

3. 负责单位和实施单位

本计划的负责单位是中华人民共和国商务部，实施单位是中华人民共和国卫生部。

4. 申请内容

通过与本调查团的协商，中方最后申请的物资和器材如附件 1 所示。

5. 援助的基本方针

JICA 通过今后实施的实地调查和国内分析来验证中方申请的内容是否妥当，当判断其符合无偿资金援助时，向日本国政府建议批准本项目。但本计划的物资、器材的种类、规格及数量等，需在日本经过分析并考虑日本政府有关本项目的预算金额等后才能做出最后的决定。

6. 日本无偿资金援助的制度

本调查团就附件 2 所示的日本国无偿资金援助制度重新作了说明，中方对此表示理解。同时中方也理解了附件 3 所示的在实施本项无偿资金援助时，为顺利地实施本项目中方应采取的必要措施，并表示要落实这些措施。

7. 今后的调查

JICA 将编写简易器材调查报告书，于 2005 年 7 月左右寄给中方。

8. 其他的协商事项

8-1 结核对策的进展情况

日方在确认中国国家的结核对策及接受日本援助地区的结核对策的进展情况时，中方重申了需将结核作为三大传染病对策之一来对待，要扩大结核对策的预算、注重人员培训等，全国各级部门也要加强结核病控制工作。在接受日本的援助地区，DOTS 覆盖率达到到了 100%，在中央政府的领导下，更加完善的结核病防治体系在快速地发展。然而，一部分省份距国家

规划目标还存在一定的差距，为实现项目最初设定的目标，日方希望中方进一步加强中央政府和省级政府对结核防治工作的干预。

8-2 本计划的药品量测算标准

中方以 2006 年结核病控制的规划目标（患者发现率 75%）为基础，测算出 12 个省·自治区的初治涂阳患者的标准数量，就复治患者和重症涂阴患者的比例，基于各省从 2002 年到 2004 年的实际情况和 WHO 专家的意见等提出了适用的测算标准。2006 年的患者推算数量和规划目标是中国国家结核病防治规划的目标，不仅仅限于本计划，日方承认了中方提议的合理性。双方达成了以下共识：按照第三期计划提供的药品人份数与病人发现数之间的差额，进行调整后再决定本期药品的供应量。

8-3 DOTS 快速扩大

日方对中方强烈要求：即使在 DOTS 快速扩大的省份也要确保结核防治工作的质量而恰当地实施。中方同意在 WHO 的合作下进行适当的督导，出现预想不到的情况时将进行妥善处理并迅速与日方取得联系。

8-4 关于采购器材的使用

对于通过本计划的实施采购的抗结核药品等，双方同意按照 DOTS 策略免费供患者使用，同时采取了防止转卖该药品的有关措施，另外，中方表示对药品、显微镜等要做好管理。

8-5 药品的库存管理

为满足结核病防治工作在记录、报告的需求提供恰当的药品，日方建议在省级单位保管通过本计划采购的一定数量的抗结核药品，并要根据对象地区实际发现的患者数量合理地分配药品，中方对此表示同意。

8-6 结核病防治工作实施情况的评估、指导及向日方进行通告

中方说明：关于结核病防治工作的实施情况，将请中方有关人员及外部专家实施定期的评价和指导。双方确认在本计划的实施和督导上，继续与 WHO 密切配合。中方在与 WHO 合作的基础上，开展结核防治工作和相关的评估工作，并将其结果向日本国驻华使馆和 JICA 中国事务所通报。另外，日方希望中方就器材的使用情况、药品在各省的库存管理情况、患者的发现情况以及治疗效果等每季度汇总一次向日本国驻华使馆和 JICA 中国事务所通报。

此外，日方还希望根据中国疾病预防控制中心的工作计划，今后继续加强结核病控制组织的建设和队伍建设等工作。

8-7 确保实施体制

中方为有效地使用因实施本计划而筹措的药品，加强了必要的实施体制，确保了设施、

工作人员、人员培训以及检查费、管理费、督导费、运营管理费等开展结核防治工作所必需的经费，同时保证顺利地实施本计划。另外，中方承诺：在确保经费方面上将活用来自其他合作机构的贷款及来自全球艾滋病、结核、疟疾对策基金的资金援助等。

8-8 技术合作

中方为妥善使用筹措的药品以及有效地在项目对象地区实施 DOTS 结核防治对策，向日方申请在中国国内进行人员培训时给以援助。

中方说明：希望日本专家继续参加今后由 WHO 等外部专家进行的联合评估，日方理解联合评估的有效性。

8-9 对中国民众的启蒙及宣传活动

中方保证对本国民众在结核病预防知识、DOTS 策略、免费治疗等结核病对策上进一步推行启蒙及宣传活动。并请求日方制作面向少数民族启蒙和宣传的、设计出任何人都可一目了然、由藏语和蒙古语及用中文记述的宣传手册、海报等，双方对此达成共识。

8-10 对日本援助的理解

本计划是通过日本无偿援助资金实施的，为了使当地居民对此项目有更广泛的了解，日方要求在本计划采购的抗结核药品等的包装上应标明日本的字样，此外还要求中方进行必要的启蒙和宣传活动，中方对此表示理解。中方保证将在中国国内通过报纸、电视等新闻媒体等广泛地宣传该日本无偿资金援助项目，并努力取得中国人民的理解。

8-11 抗结核病药品质量保证

日方指出进一步保证抗结核药品高质量的必要性，中方对此表示同意。

8-12 信息系统的改善

中国从 2004 年开始，以及时获取重大传染病信息为目的，建立了通过网络系统将患者发病时的有关信息及时向上级机构通报的系统。特别是对于结核病，以管理结核病患者为目的，在县级水平将每名患者的信息进行电子化管理，引进了与省、中央连接的网络系统，从 2005 年开始对全国的主要工作人员进行培训。该系统也用于抗结核药品的库存管理。

根据该项政策，2004 年在本计划实施的一部分地区，通过全球艾滋病、结核、疟疾基金等配备了电脑，但实施对象只局限于一部分地区，中方强烈要求在未配备地区的县级水平上由日方援助提供电脑，日方决定予以讨论。但各省·地区用的手提电脑和多媒体投影仪等从本计划的基本方针中排出而不予考虑。

8-13 免税措施


2002 年 1 月，中国政府决定：通过日本无偿资金援助在中国国内采购中国产品的时候，免征对其发生的增值税（VAT）。该项措施可适用于本计划。另外，中方为免征除此以外的各种税金，对有关部门采取了必要的措施。

8-14 项目的继续扩展要求

该项目将于 2006 年结束，鉴于目前已经取得了较好的效果，中方希望中日双方能够继续巩固项目已经取得的成绩，在更广泛的范围内开展结核病控制工作方面的援助与合作。

日方说明：5 年项目结束后如果中方希望继续得到援助，需重新明确说明其必要性等，无论日方是否进行援助，均希望中方政府能确实保证项目结束后的药品等供应。

- 附件 1 申请器材一览表
- 附件 2 日本无偿援助资金制度
- 附件 3 日中两国政府的主要分担事项



附件 1

2006 年度申请物质清单和测算标准

	品种	数量
1	口服抗结核组合包装药物（异烟肼、利福平、吡嗪酰胺、乙胺丁醇）	24.8 万人份
2	注射用抗结核药物（链霉素）	
3	注射用水	
4	注射器	
5	台式计算机	482 台
6	宣传画（汉语、汉语和蒙语、汉语和藏语）	500 万张
7	宣传册（汉语、汉语和蒙语、汉语和藏语）	87.5 万张
8	打印机	482 台

注：汉语和蒙语的宣传材料向内蒙古自治区发放，汉语和藏语的宣传材料向西藏自治区和青海省发放。

测算标准

	品种	
1	口服抗结核组合包装药物	参阅下表
2	注射用抗结核药物	
3	注射用水	
4	注射器	
5	台式计算机	缺乏计算机的项目县
6	宣传画	100 张/省，100 张/地区，50 张/县，5 张/乡， 2 张/村
7	宣传册	患者数乘 20 张
8	打印机	与计算机配套

9

B

X. Fujiyo

2006 年计算病人的标准

经过会谈协商，中日双方一致认为：日本援助项目为中国的结核病规划服务，应当遵从《规划》的 2006 年病人发现测算数量。《规划》在确定各省 2006 年的发病人数后，估算 2006 的病人发现率为 75%，因此得出 2006 年各省的初治涂阳病人发现数。双方协商认同：2006 年复治涂阳病人占总涂阳病人数的 15%，重症涂阴病人占初治涂阳病人数的 15%。因此得出 2006 年的总病人发现数，加上 25% 的药品库存缓冲，得出 2006 年的药品需求人份数。

日本无偿资金援助制度

1 无偿资金援助制度的实施程序

我国的无偿资金援助制度按照如下程序进行。

第一阶段的申请，日本国政府（外务省）根据受援国提出的申请书，研究其作为无偿资金援助的适当性，当确认其作为项目的优先高度时，指示 JICA 进行调查。

第二阶段的调查（基本设计调查）由 JICA 实施，不过 JICA 原则上采取我国咨询公司签订合同的方法进行调查。

第三阶段的审查和批准，根据第二阶段 JICA 编写的基本调查报告书，日本政府审查该项目作为无偿资金援助是否适当，然后提交内阁会议审议。

内阁会议批准的项目在第四阶段由两国政府签署换文后正式决定，无偿资金援助开始实施。

实施无偿资金援助时，JICA 就招标、签约手续及其他事项，对受援国政府给与协助。

2 调查的定位

（调查的内容）

JICA 实施的调查（基本设计调查）是调查申请的背景、目的、效果及实施时所必要的维护管理能力等，从技术方面和社会经济方面验证歧适当性，在与受援国政府协商的基础上，双方确认计划的基本构想，同时进行基本设计并概算事业经费，其目的在于日本政府提供作为无偿援助批准本计划所需的基础材料（判断材料）。

当然，申请的内容并不完全成为援助的对象，而是考虑我国无偿援助的方式等，确认计划的基本构想。

另外，作为无偿援助项目，我国从寻求受援国自主努力的立场出发，要求受援国采取必要的措施，即使该措施超过主管实施机构所管辖的范围，也要求该机构确保该项措施的实施，最后将以会谈纪要方式与对方政府相关的所有机构进行确认。

（2）咨询公司的选定

关于签署换文决定实施调查后的咨询公司签约，为了保证基本设计调查和详细设计业务在技术上的连贯性，JICA 向受援国政府推荐从事基本设计的咨询公司。

3 无偿资金援助的方式

（1）什么是无偿资金援助

无偿资金援助是不要求受援国有偿还义务向其提供资金援助，根据我国的有关法规，按照以下原则提供为采购有利于受援国自身经济社会发展计划的设施，材料器材及服务（技术和运输等）所必需的资金，我国不采取直接采购材料、器材、设备等以实物提供的方式。

（2）签署换文

实施无偿援助是需要政府之间达成协议，签署换文（E/N）。在 E/N 中确认该项目的目的、援助期限、实施条件、援助限额等。

(3) 援助期限

援助期限在我国内阁会议决定的该会计年度内，在此期间必须完成从签署换文到与咨询公司及承包单位签约，直至最终付款的全部工作。

但是，如因气象等不可抗力的原因造成运输、安装、施工等的延误时，根据两国间的协议可延长一年（一个财政年度）

(4) 利用无偿援助所采购的产品及服务，原则上应合理地购买日本及受援国的产品以及日本国民的服务。这里所说的“日本国民”是指日本国的自然人口或其支配的日本国的法人。

此外，两国政府认为有必要时，无偿资金援助也可用于购买第三国（日本国和受援国以外的国家）的产品或运输等服务。但是，本着无偿援助的原则，实施无偿援助时所需的主要承包单位，既咨询公司、施工单位及采购单位仅限于日本国民。

(5) “认证”的必要性

受援国政府或政府指定的当局与日本国民之间应签订以日元支付的合同。并且有必要由日本政府“认证”。认证是因为无偿援助的资金来源是日本国民的税金。

(6) 要求受援国采取的措施

实施无偿援助时要求受援国政府采取以下措施。

- 1) 实施建设设施的项目时，落实建设设施所需要的土地，并平整用地。
- 2) 平整用地时，应进行只用地的供电、供水、排水及其他附带设施的装备、施工等。
- 3) 对于提供材料器材的项目，应确保必要的建筑物等。
- 4) 原则上应负担无偿援助资金所购入产品的港口卸货、报关及国内运输所产生的经费，并确保迅速实施。
- 5) 根据已认证的合同所采购的产品及服务中，应免除向日本国民征收的关税、国内税及其他财政税捐。
- 6) 对根据已认证的合同而提供的日本国民的服务，为履行工作而入境及逗留提供必要的便利。
- 7) 合理使用

为实施该计划应合理且有效地维护并使用利用无偿援助所建设的设施和所购买的器材，并确保为此所需的人员等。并且，除了无偿援助所负担的经费以外，还应负担实施计划所需要的维护管理费等所有经费。

8) 再出口

利用无偿援助购买的产品不得从受援国再出口。

9) 银行协定

(a) 受援国政府或受指定的当局必须在日本国内的外汇认定银行开设受援国政府名义的账户。日本国政府根据被认证的合同，将受援国政府或受指定的当局用于偿还所承担债务的资金，用日元汇入上述账户，以此实施无偿资金援助。

(b) “银行”根据受援国政府或受指定的当局发行的“支付授权书”，向日本国政府提交付款通知但是，日本国政府实施缴付。

10) 支付授权书

受援国政府应负担向签订银行协定的银行付出的支付授权书通知手续费及支付手续费。

日中两国政府的主要分担事项

	負担事項	日本	中国
1	银行协定 B/A 的手续费 (1) 支援授权书 A/P 发行手续费 (2) 支付手续费		● ●
2	(1) 用无偿资金援助采购的产品自日本到中国的运输 (2) 到中国港口卸货业务和报关业务相关的经费及尽快办理相关手续 (3) 用无偿资金援助采购的产品到计划省会间的国内运输费用 (4) 用无偿资金援助采购的产品到计划省会后在国内运输所需要的经费	● ●	●
3	根据合同采购的产品和劳务中，免除对日本国民征收的关税、国内税款及其他财政捐款		●
4	对根据已核定的合同而提供的日本国民的劳务，为其履行工作而入境和逗留提供必要的便利		●
5	为实施本计划，合理而有效的使用、及维修管理由无偿资金援助所购买的器材所需要的经费		●
6	无偿资金援助没有包括的器材安装费等其他所需经费		●

9

B

K. Fujita

要請資機材リスト

No	品目	数量
1	経口抗結核薬(イソニアジド、リファンピシン、ピラジナミド、エタンブトール)	24.8 万人分
2	注射用抗結核薬(ストレプトマイシン)	
3	溶解液	
4	注射器	
5	デスクトップコンピュータ	482 台
6	啓発用パンフレット(中文、中文+モンゴル語、中文+チベット語)	500 万枚
7	啓発用ポスター(中文、中文+モンゴル語、中文+チベット語)	87.5 万枚
8	プリンター	482 台

* 中文+モンゴル語版は内蒙古自治区、中文+チベット語版は青海省、西藏自治区に配布する

算定基準

	品目	算定基準
1	経口抗結核薬	2006 年患者数算定基準 日本の無償資金協力は、中国の結核対策計画に貢献するものである。「全国結核病抑制計画(2001-2010)」の2006 年の患者発見予測数に基づくこととする。「計画」では2006 年の患者発生数を推定した後、2006 年の患者発見率を75%としている。これによって2006 年の各省の新規塗抹陽性患者発見数を算出する。2006 年の再治療塗抹陽性患者は塗抹陽性患者全体の15%を占めるものとし、重症塗抹陰性患者は新規塗抹陽性患者の15%とした。これによって2006 年の患者発見総数を算出し、25%のバッファ一分を加え、2006 年の薬品必要患者数とする
2	注射用抗結核薬	
3	溶解液	
4	注射器	
5	デスクトップコンピュータ	対象地域のうち、未配備の県レベルに対し1台ずつとする
6	啓発用パンフレット	患者数×20枚
7	啓発用ポスター	100枚/省、100枚/地区、50枚/県、5枚/郷、2枚/村
8	プリンター	コンピュータと同数とする

K. Fujaya

B

7

日本の無償資金協力の仕組み

1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力（無償）は次のような手順により行われる。

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府（外務省）は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階である調査（基本設計調査）は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償として適当であるかを審査した上、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

贈与の実行に際して、JICA は入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国政府に協力を行う。

2. 調査の位置付け

（1）調査の内容

JICA が実施する調査（基本設計調査）は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本政府が無償として承認するに当たっての基礎的資料（判断材料）に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全て協力の対象となるのではなく、我が国の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

（2）コンサルタントの選定

調査の実施に際して E / N により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA は当該のコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力のスキーム

（1）無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を許さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材及び役務、（技術あるいは

輸送等)を調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

(2) 交換公文の署名

無償の実施に当たっては政府間の合意・署名(E/N)が必要である。E/Nでは当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(3) 供与期限

「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの署名からコンサルタント及びコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間(一財政年度)の延長が可能である。

(4) 贈与によって調達される生産物及び役務は原則として日本国及び被援助国の生産物並びに日本国民の役務を購入するために適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国(日本国及び当該国以外)の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者及び調達業者は「日本国民」に限定される。

(5) 「認証」の必要性

当該国政府又は政府が指定する当局が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

(6) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置が求められる。

- 1) 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- 2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- 3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- 4) 原則として贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関及び国内輸送等に係る経費の負担と速やかに実施されることの確保。
- 5) 認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他の財政課徴金を免除すること。
- 6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。

7) 適正使用

贈与に基づいて建設される施設及び購入される機材が、当該計画の実施のために

K. Fujino

FB

D

適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担すること。

8) 再輸出

贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されたはならない。

9) 銀行取り極め

a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の外国為替公認銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若くは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。

b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

10) 支払い授權書

当該国政府は、銀行取り極めを締結した銀行に対し、支払い授權書の通知手数料及び支払手数料を負担しなければならない。

日中両国政府による主な負担事項

	負担事項	日本	中国
1	銀行取極 (B/A) に基づく手数料 ① 支払授權書(A/P)発給手数料 ② 支払手数料		● ●
2	① 贈与に基づいて購入される生産物の日本から中国までの輸送 ② 港における陸揚げ、通関に係る経費の負担と、迅速な手続き促進 ③ 贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省までの国内輸送にかかる経費 ④ 贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省以降の国内輸送にかかる経費	● ●	● ●
3	契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他課徴金の免除		●
4	認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その業務の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜供与		●
5	贈与に基づいて購入される機材が、当該計画の実施のため適正かつ効果的に使用され、維持管理されるために必要な費用		●
6	無償資金協力により供与される以外で、調達機材の据え付け等に必要となるその他の費用		●

入手資料リスト（第五次貧困地域結核抑制計画）

No.	標題	種類
1	日本援助結核病制御項目第五期調査参考材料（草案） 2005.2.23版	冊子
2	2004中国衛生統計年鑑（中国語）	書籍
3	2004 Joint TB Monitoring Mission: Findings and Recommendations (23 November 2004) *プレゼン用資料（配布資料型・文章型）	コピー
4	12 Province at High-level Meeting (by WHO) *プレゼン用資料	コピー
5	貴州省「日本援助結核病抑制計画進捗状況」（プレゼンテーション資料）	コピー
6	四川省「日本援助結核病抑制計画進捗状況」（プレゼンテーション資料）	コピー
7	四川省結核病抑制計画における日本援助項目の指導通知（川〔2003〕17号）	コピー
8	衛生部疾病抑制司 結核情報システム通達（〔2004〕139号）	コピー
9	グローバルファンド調達PC+Printer仕様書	コピー
10	日本援助項目2004進展状況（プレゼンテーション資料）	パワーポイントファイ
11	中国結核病抑制計画進捗状況（プレゼンテーション資料）	パワーポイントファイ
12	結核情報システム説明資料（プレゼンテーション資料）	パワーポイントファイ
13	結核情報システム 操作マニュアル（研修用）中国CDC結核予防抑制センター発行	冊子
14	結核情報システム 操作マニュアル（管理者用）中国CDC結核予防抑制センター発行	冊子
15	中国結核病抑制（TB Control in China）2003 中国CDC結核予防抑制センター発行	冊子
16	全国結核病防治工作 テレビ電話会議報告資料（2004年9月 衛生部疾病抑制司 発行）	冊子
17	患者配布用 結核病防治日誌（2005年）	冊子
18	陝西省 日本援助結核抑制計画進捗状況（2005年2月28日）	コピー
19	陝西省延安市 日本援助結核抑制計画進捗状況（2005年3月1日）	コピー
20	陝西省渭南市 日本援助結核抑制計画進捗状況（2005年3月1日）	コピー
21	陝西省延安市宝塔区 日本援助結核抑制計画進捗状況（2005年2月28日）	コピー
22	陝西省 薬品管理通知（2004年3月26日）	コピー
23	陝西省延安市宝塔区 GFATMによる患者補助費支給通知（2004年6月17日）	コピー
24	陝西省 結核記録カード、月報表 他	コピー
25	陝西省 結核情報システム研修資料（2004年12月23日）	コピー
26	結核情報システム 操作マニュアル（研修用）陝西省発行	冊子
27	雲南省 日本援助結核抑制計画進捗状況（2005年3月4日）プレゼン資料	コピー
28	瀋陽紅旗製薬有限公司パンフレット	冊子
29	華北製薬集団有限責任公司パンフレット	冊子
30	石薬集団石家荘有限公司パンフレット	冊子
31	中国メーカー PCパンフレット各種（レジェンド・方正等）	パンフレット
32	2005年 中国衛生部予算（日本援助）	コピー
33	モンゴル語・チベット語 デザイン・翻訳費用概算（2005年3月10日 衛生部より提出）	コピー